

奥野レポート 河内問題ダイジェスト版

むこうじま保育園 第三者委員会調査資料 必要事項抜粋

基本情報

複合施設敷地面積	4682 m ²		
	建築面積	1605 m ²	
	地面	2,977 m ²	
保育園延べ床面積	保育園	1479 m ² (57,24%)	
	診療所	846 m ²	
	自宅	258 m ²	1088 m ² (42,76%)
			計 2567 m ²

園庭含む土地面積 3000 m²

建蔽率 = 建設面積 ÷ 敷地面積 × 100 = 40% 建設面積 Max1872 m²

容積率 = 延べ床面積 ÷ 敷地面積 × 100 = 80% 延べ床面積 Max3745 m²

着工 25 年 7 月 21 日、竣工 26 年 2 月 28 日

費用

当初予算

25 年 3 月議会に、建設費 3 億 7500 万円、内装費 1 億 7000 万円、計 5 億 4,500 万円を計上し可決。

資料 68 **25 年 4 月 17 日** (5 月に入札にかけ広建設計が落札する予定で試算した数字)

建築工事 ①本体工事 = 3 億 7,000 万円 診療所費用 = 2 億 6,800 万円)

保育園費用 = 1 億 200 万円

計 = 3 億 7,000 万円

②内装工事 = 1 億 7,000 万円

③総費用 (①+②) = 5 億 4,000 万円

概要

「建設工事の内装だけでなく、躯体部分も補助対象に含める都の新型補助金」の創設により、むこうじま保育園の躯体費用も補助対象として組み込めることになった。補助申請に関する都への相談が始まる 24 年 8 月の段階から設計変更が始まり、当初の約 1 億円の内装費が、2 億 4000 万円へと増額された。(設計変更と言っても、設計内容が変わるわけではなく、金額見積もりが変更されただけ。)

この内装費補助金の総額 2 億 4000 万円から、新たに補助対象となった躯体部分の 9,000 万円を差し引くと、実際の内装費は 1 億 5000 万円という事になる。保育園の家

賃は、「保育園部分の躯体費をベースに設定した」とされる中で、保育園の躯体に対して降りて来たこの9,000万円の助成金が、市補助金の対象額から、きちんと差し引かれたのか？が、問題となる。

変更予算

25年・12月議会に、建設費と内装の金額変更を提案

建設費	4億4000万円	7,000万円増
内装費	2億4000万円	7,000万円増
計	6億8000万円	1億4,000万円の増額

25年11月13日に、都の補助金・1億6200万円の内示が出た。

26年度当初予算で、前家賃2億4,000万円補助を可決。

疑問点

- 当初の内装費補助の内訳は、「法人3000万円（2000万円減）市=2000万円、都=1億9000万円=2億4000万円」という組み立てだったが、都の補助総額が、2800万円の減額となり、1億6200万円となっている。その差額は、どのように手当したのか？
- 保育園の建設工事の躯体部分を対象とする補助金は、建て主であるA氏に渡るので、A氏の負担が軽くなった分=9000万円については、そっくり、保育園の躯体部分から減額して家賃設定がされるべきだが、家賃は、躯体の建設費用を1億8000万円としたままで設定されている。建て主を不当に優遇して良いのか？
- 「保育園の躯体部分」の費用が増える分には、補助金で対応されるので問題はないが、「本体の躯体部分」の費用については、設計内容は変わらないのに7,000万円も嵩増しされる事に関して、建て主のA氏にとっては、負担が増えるだけで何のメリットも無い。建設事業主である真正工業の儲けを増やす事にしかならないこのような変更を、建て主側が認めるわけが無いのでは？
- 第三者委員会の聞き取り調書においては、その嵩増し分を含めた入札調書を見せられたA氏と法人は、ともに、「この調書は見たことが無い」と答えている。この回答からも、実は設計変更はされておらず、表向き、「水増し」された額で契約されたと見せかけるためであった疑いが濃厚では？
- 「企画開発費委託料」という名目が建築費の中に含まれているが、河内氏のマージンの疑いがあるのでは？

経緯

平成25年

3月議会 建設費3億7500万円、内装費1億7000万円の当初予算確定

10月 「東京都 保育所 緊急整備 補助金」へ付け替え完了し、都から内示あり。
↑に関して、社福法人助成審議会において、日野市は以下の通り説明した。
「当初予算で、1億1000万円を補助金として計上。その後、東京都との協議を重ね、内装だけに限った補助ではなく、保育園の建設に補助する際の一般的な制度と同じ形で補助が出るようになった。こちらの補助では2億円ほどの補助がでるので、その増額分を補正した。」

わかり辛いので繰り返し、説明する。

河内氏は、“むこうじま保育園の関連工事”を、公共事業のプロジェクトに仕立てあげられるべく関与しながら、同時並行で、社会福祉法人が建物を建てた場合と同じく、「併設型」保育園に関しても、建設費分を補助対象とするよう、日野市の保育課から都に交渉させていた。

そして、補助金が2倍になることが確実となった時点で、河内氏は、突如、「設計内容は全く変えず、躯体部分の建設価格だけを吊り上げる」という行為に及んだ。前述の通り、建て主のA氏側が、支払う側にとって不利なこの提案を、すんなりと受け入れるわけが無いため、見積もりが入札寸前に変更された理由について、説明がつかない。

躯体費用総額の3億6000万円のうち、保育園部分の躯体にかかる費用は1億8000万円。その保育園の躯体部分に対して、半分に当たる9000万円が都から降りて来ているため、当然、家賃に関しては、補助対象とならない残りの9000万円を対象に設定されなければならない。

9000万円を単純に、15年で割り、12か月で割った50万円を、「金利分を鑑みれば2倍にした額が家賃相場」となるので、その単純計算でいくと、返済分は、約100万円という事になる。よって、390万円というむこうじまの家賃は、そこに290万円もの暴利を載せているわけだが、なぜ、そのような高額な家賃となるのか、理由について説明が必要である。

そして、本体の入札の予定価格、落札価格を明らかにしないのは、「実際には、建設費用は5億のままで、変わっていないから」と見て、間違いはない。

調査資料からは、A氏は、河内氏との間で、「躯体部分の自己負担は無し。家賃は260万円を保障」という好条件を提案され納得し、それ以外、具体的な事は何も知らされていなかったのではないかと。A氏の娘であるB氏に関して、設計に関して、診療所サイドの要望さえ組んでもらえれば、「後は河内氏にお任せ」であったはずである。

A氏は、躯体3億6000万円、内装1億1000万円を落札されたものと思っていたからこそ、4億4000万円を契約された事になっている入札調書を見て驚いたからこそ、「見たことが無い」と答えたのではないだろうか。本体価格は一体いくらだったのか、未だに誰もわからない事を見ても、金銭的なやりくりは、全て、河内氏の頭の中だけで

処理され、意図的に公表されず、河内氏以外、誰もわからない形で進行していった事は間違いない。(←区画整理組合内の不正と全く同じ構図)

「安く上げるために、自分が真生工業を引っ張ってきた」という聞き取り調書に記載された河内氏自身の言葉からすれば、初めから「真正工業ありき」で、入札など、そもそもしていない事は明らかである。

初めから、それらしき「偽物の調書」を作成し、庁内に保管し、実物はA氏宅に保管してある事にして誤魔化せば、「逃げ切れる」という魂胆だったようである。実際に、A氏が私人であることにより、調査が難航している。

落札額が明らかになれば、躯体の価格を水増しした事が発覚してしまうため、入札調書を隠さざるを得なかった事は明らかである。

以下、日野市が第三者委員会に提供した資料のうち、必要な部分を抜粋

- 緑色の字**は、資料が作成された日付
- 紫色の字**は、資料作成者・または、資料の作成を命じたと考えられる人間
- 青色の字**は、奥野の注釈
- 赤色の字**は、重要な資料

資料 12 H24年1月12日 副市長

○資料 12 は、たかはた保育園の取り扱いについて、副市長と民間保育園が協議した内容。

「70名規模の園を二つ作る」「駅前に市の土地がある。」ので、民間で開設できるか検討して欲しい」と、副市長が、保育園団体連合会の代表に要請。

↑この頃、副市長と民間保育園との間での協議が始まったばかりだった。

資料 13-2 24年2月26日 河内氏 移転用地についての調査報告

○資料 13-2 は、「河内氏主導で、保育課に調査させた報告」の様様。

この報告は、「高幡にある土地開発公社の土地」と、「現むこうじま保育園の土地」との間で、優劣を比較しているが、むこうじまを恣意的に有利に扱う報告内容になっている。

【移転の前提条件】

たかはた園がそのまま移転できるためには「1000平米程度」「前面道路5メートル以上」「駅から半径500mの範囲内」が条件である。

●新井 885 (むこうじま保育園のできた土地)

好条件 = 周辺の住宅が少ない、幹線道路から近い、←②の高幡 493の方が近い。

悪条件 たかはた保育園から遠い。←高幡駅からは徒歩4分

●高幡 493 (土地開発公社と○氏の所有地) ←むこうじまの土地については、「A 氏の所有地」という記載はない。報告内容が偏っている事から、むこうじまに誘導する事を念頭に置いて出させた調査結果だとわかる。

好条件=土地の取得金が安くて済む、関係地権者が少ない。

悪条件=たかはず保育園から遠い。←高幡駅からは駅から徒歩 1 分

住宅街にあり送迎に不向き、接道要件を整理する必要あり

↑むこうじまも同じ。

条件は、高幡 493 の方が良い。

資料 14 日時不明・河内氏

○資料 14 は、「むこうじまプロジェクト」に関して、「河内氏から子ども部長への初報告」と見られる

河内氏は、「市立病院時代の部下だった医師 (=馬場市長の同級生である地主の娘) が、「診療所兼保育園」を建てるに当たって、代理人になるよう頼まれた。」そして、「馬場市長からは、節目、節目で報告するよう言われている」と、述べている。

↑馬場市長は、ヒアリングにおいて「手伝ってあげてね」程度しか言った覚えはない」と、答えているが、河内氏は、こうした報告をしつこく上げる事で、あたかも市長が同意しているかのように既成事実化していく。

「**23 年 10 月頃** 市立病院の医師=B 氏が、「母親名義の土地に診療所を建設したいので、要領を教えて欲しい」と、依頼があった。」

「その母 A 氏は、市長の同級生です。」←「知り合いを優遇」は当たり前に行われてた？
「診療所の他にマンションを考えていた B 氏に対して、保育園を建設したら良いと、河内氏からアドバイスした。」

「**24 年 1 月**に入り、『保育園で考えたいので青写真を描いて欲しい』と、B 氏より依頼があった。」加えて「保育園については、運営法人 C と話が付いた」

「**1 月中旬**に、市長に話したら、『絵が描けたら見せて欲しい』と言われた。」

「A 氏から代理人の依頼を受けたので、法的手続きを進めるべく準備中である。」

↑なぜ、市の職員である河内氏が、民間人の代理人として市との交渉に当たれるのか？

「今後は、大きな節目は、市長へ直接報告・協議するよう要請されている。」

資料 15 24 年 2 月 22 日 河内氏

○資料 15 は、経営専門監時代に子ども部長と調整した内容

河内氏が保育課に対して、「民間人である B 氏から依頼を受けている身なので、水面下で調整して欲させて欲しい」という記載あり。かつ、「子ども部以外の各部署との間で、

これから個別協議に入る」との事。

↑市長から正式に任命された事項であれば、このような個別撃破作戦に出る必要はない。市長の決定のない段階から保育課を巻き込み、むこうじまが公共プロジェクトとなるように、庁内を工作していった事が伺える。要するに、「むこうじま」しか無かったのではなく「むこうじまありき」で、河内氏の思いが優先されたという事。

3, お願い事項

A氏から依頼を受けたものとして、水面下で調整すること

4, 今後の工程

広建設計による基本設計→4月

子ども部以外の庁内の個別協議→4月

保育園設置の基本協定→8月 市と協議

資料 16 24年2月22日 河内氏・作成

「保育園設置と診療所を一体のものとして地主が建設し、保育園経営は社会福祉法人に
お願いする。」

「保育園法人の土地・建物の賃借料の負担が大きいため、補助金が欲しい。」

「補助金は法人向けであり、個人である地主には適用されないため、市の補助が欲しい。」

資料 17 24年3月 河内氏

○資料 17 は、「A氏と河内氏の1回目の協議」の結果を、保育課に報告する文書

「家賃と地代に関しては、A氏と法人との間で決める事であり、日野市には関与させない。」と、A氏と約束している。

↑河内氏主導で、日野市の公共工事に持っていっただけでなく、家賃や地代に関しては、「日野市には関与させない」と、A氏と勝手に協議し、約束していたことがわかる。

日野市の臨時職員である河内氏が、日野市に対しては「A氏の代理人という立場で交渉」し、逆にA氏に対しては、「市長代行として交渉」するという理解しがたい進め方である。

資料 18 24年3月16日 保育課 部内資料

○資料 18 は、「高幡不動尊・金剛寺との打ち合わせ」を記録した文書

「機能移転先の民間保育園については、大旨、案はできている。順徳小の北側で、河内氏が150名ほどの保育園を作る。当分の間は、市の保育士も入れて段階的に移していく。」「月に一度、副市長、子ども部長、保育課課長、係長で、作戦会議を行う。市長へは、民営化のロードマップと保護者説明会の予定が決まった時点で、報告する事」

という副市長の発言が記載されている。

↑この段階で、副市長公認であったとわかる。

資料 19 24年4月 河内氏 ←河内氏が臨時職員に移行した時期

○資料 19 は、「A 氏と河内氏の 2 回目の協議」を保育課に報告する文書

「一般銀行から借り入れた場合の家賃として、広建設計が試した場合の家賃は、月 200 万円。」「J A 南（区画整理の河内氏御用バンク）の試算では、190 万円。」

「1 億 5000 万円の補助があれば、家賃を 150 万円に下げられる。」

「家賃の助成を規定通り 20%とした場合に 160 万円、30%助成では 140 万円。」

「新たに“公立保育園機能移転に伴う民設保育園助成基準”を設定し、社会福祉法人以外にも適用することにより、事業が円滑に進む。」

資料 21 24年4月25日 河内氏 財政課との協議資料

○資料 21 は、日付の改ざんが疑われる文書。

この資料 21 には、いきなり、390 万円という家賃が登場するが、その金額は、設計変更後の算定額に基づいた金額につき、「25 年以降に作成された資料」ということになる。

「この段階で、既に決まっていたかのように見せかけるために、25 年度の資料を 24 年 4 月と改ざんして、意図的に潜り込ませている。」としか、言いようがない。

「改ざんではない」としたらならば、見積り変更前のこの段階で、家賃だけは 390 万円だと、既に決定されていたことになる。それはそれで、その理由について説明が必要。この内容は、25 年 4 月に移動すべき。

以下抜粋

「契約更新時における前家賃の取り扱いについて」

「月額賃料は 390 万円だが、前家賃 2 億 4000 万円支払うことにより、賃料は 260 万円とする。賃貸借契約を 15 年とし、再契約する場合には、前家賃は支払わない。

ただし、賃料 390 万円は、園舎建設分 1 億 8000 万円を金利 5%で借り入れ、30 年で償還する金利分を含んでの額である。」

↑「金利 5%、30 年」はデタラメ。既に 6 月議会にて、検証済み

「その償還総額は借入額の倍近くになるため、前払い金は、この負担を解消するために実施したものである。」

「よって、契約書（案）から「再契約時に前家賃は支払わない」という条文を削除した場合には、更新時に再度、2 億 4000 万円を支払う事になる。」←この部分は、25 年度の議論であるため、日付の改ざんは明らか。

「よって、再契約の際は、A 氏と法人で協議の上で決定する条文を、誓約書に記載する。しかしこれにより、前家賃を保障したものとは言えない。」

↑「前家賃を保障したものとは言えない」と言いながら、交渉の余地を残した。河内流の誤魔化し術。

資料 23 24年5月14日 河内氏 市職員・中島氏がオブザーバー参加

○資料 23 は、「A 氏と河内氏の 3 回目の協議」を保育課に報告する文書

「多摩平保育園が定員 130 名で、建設費の総額は 2 億 3500 万であった」

↑建設額を園児 1 人当たりで割ると、多摩平は 1800 万円だが、むこうじまは 2400 万円と、かなり割高である。

○まだ市の決定もない段階で、手続きや契約の段取りが、「今後の予定」として組まれていて、この時点で既に、道路を作る開発行為までが、A 氏と河内氏との間で確定している。

○「測量調査の完了後、副市長に話をする」という河内氏本人のメモあり。

資料 24 24年5月31日 河内氏

資料 24 は、市長に報告した内容を、関係部署あてに報告している。

「市長との協議」

「親族間での調整なしのスタートに対するごたつきがある」という河内氏からの報告に対して、「A 氏の親族間の関係が悪化しないよう良く話し合ってください」と、市長が回答した旨、伝えている。さらに、「A 氏、法人、日野市の基本協定」は、「関係修復に入った市長からの報告を待ってから」とある。←市長も同意の上で進めているという事。

資料 25 24年6月 保育課 たかはた保育園機能移転計画 その 1

資料 25 は、機能移転計画案に、移転先を選定する際のガイドラインが添付されている。

「たかはた保育園機能移転のガイドライン」(案)

移転場所の選定について

「移転場所の選定後、すくすくプランの推進協議会に報告する。」

「移転場所については、推進協議会の意見を踏まえ、市長が決定する。」

民間事業者の決定について、

「民間保育園連合会の推薦があったものとする」

「推薦のあった事業者を推進協議会に報告する」

「推進協議会の意見を踏まえ、市長が決定する」

↑河内氏は、むこうじまに誘導するために、この段階から子ども部に命じて、計画案を作成させていた。次の資料 26 は、この 25 とほぼ同じ内容だが、設置者が決定していない段階にも拘らず、菊美会に決定した形で作成してあり、ボツになっている。

むこうじまの開設の経緯は、このガイドラインとは全く別の道を進んでいるため、後

でこの指針に基づいて、むこうじまの開設経緯を追及されては困る」という判断が働いたからか、この内容は、こんなに早い段階から作成しているにもかかわらず、いまだに公開されていない。

資料 26 24年6月 保育課 たかはた保育園機能移転計画（案）

資料 25 と内容は同じだが、唯一違っているのは、設置者を菊美会と、決定事項として報告している点である。

資料 27 24年6月5日 河内氏 市立病院相談室にて、中島氏同席

資料 27 は、「プロジェクトチーム内部の会議」結果を保育課に報告する文書

「今後」→「設計会社との契約」「保育園兼診療所の仕様を作成」「見積りの提示」とある。その横に、「6月13日に設計者と会い、6月中に市長と会う。その次に副市長」という河内氏の手書きメモあり。

資料 28 24年6月22日 河内氏 関係者回議 市立病院応接室

参加予定者 地主、運営法人、設計、まちづくり部・中島、地主依頼人・河内、オブザーバー保育課。←主管課の保育課を後景に追いやっている。

○「市長から GO サインを貰う。後戻りはできない」という河内氏の手書きの記載あり。↑この段階でも、まだ、正式な了解は得られていない模様。

「日野市の認定方式は、他から異論が出るとダメ」「×を○にしていくため確認が必要」という記載がある。

次に、異論が出る事例として、①「建物の規模が大きくなっている」②「行政としての妥当性が無い」③「建物と道路とのバランス的にも難しい」という手書きメモあり。

① については、「設計変更で規模がでかくなった事の言い訳が必要」という事。

② については、「“公立保育園の機能移転先”という位置づけが欲しい」という事。

③ については、「150名規模の保育園なので、4m道路では厳しい」という事。

「都市計画法第 29 条・開発行為の手続きで正面から進める B 案で、5000 m²を下まわるようにする。来週市長から B 案で了解が得られれば地主、法人、日野市で契約を結びたい」という記載あり。

資料 29 24年6月22日 関係者回議 市立病院応接室

出席者 = A 氏、法人、保育課、街づくり部・中島、広健設計、コーディネーター河内

工程 = 24年 8月31日まで、設計の協議

10月から11月ごろ A氏と設計会社との建設の契約

10月から12月ごろ、A氏と内装工事の契約、

菊美会と日野市との家賃の協定

25年 4月から着工
26年 2月着工・引っ越し
4月オープン

○建築本体と内装で業者を分ける必要は無いのに、初めから意図的に分けている。

そして、本体工事については、入札した形跡が全く無い。よって、内装工事の随意契約に関しては、「本体工事を落札した建設業者との間で、内装工事についても契約する事に関しては問題ない」として、正当化しているが、本体工事自体が入札していない以上、全く通用しない論理と言える。

資料30 24年7月2日 河内氏 院長相談役・市長への定例報告

- 「市立病院の現状」という報告欄があるが、黒塗りになっていて読めない。
- 三者（A氏・菊美会・日野市）の確認書（案）と、保育課と総務課への2通の報告文書が添付されている。

機能移転に伴う確認書

市は予算の範囲内で、A氏に助成する。

設計会社との協議後は、建設費の算出後、速やかに締結するものとする。

契約に合わせて、助成の内容を明確にし、覚書を結ぶものとする。

報告内容

「菊美会が定員150名の園を開設、建物はB氏が建設。」「個人により補助が無いので、家賃補助20%前後で実施予定。」「道路を開発行為にしたので、開園が6か月遅れる。」「設計内容は随時協議し、8月31日までに仕上げる。」 ←24年8月31日に設計完了の予定で進めている。

○契約関係

24年6月 A氏と広建設計との間の「準備を進めるための覚書」
24年7月中旬 A氏と広建設計との間の「開発行為」契約
24年7月中 三者の確認書
24年10月 A氏と広建設計との間の「建設」契約 ←広建と建築契約の予定だった
24年10月 A氏と広建設計との間の「内装」契約 ←広建と内装契約の予定だった
24年10～12月 家賃についての協定

資料32 24年7月13日 保育課・作成

資料32は、機能移転について保育課としてまとめた文書

この資料は、24年7月に着工した事になっている、しかしこの時期は、設計さえでき

ていない段階だし、着工自体が25年7月なので、25年度に作成した資料のはず。ここにこの資料を紛れ込ませたら、読む者に、この時点で決定事項であったかのような誤解を与えてしまう。この内容は、25年7月に移動すべき文書と言える。

資料33 24年7月27日 河内氏・作成

資料33は、501会議室で行われた関係者会議について報告する文書である。

「A氏と設計会社で協議後、市との協議。内装含む建設費の算出、家賃（スケルトン部分）の算出」

「A氏、法人、日野市の三者の確認書について、市長の判断は7月中に」

↑確認書は、24年の7月中には締結されていない。

「家賃助成は25年4から6月ごろ（協議）」

「設計額が出た時点で大旨の家賃とそれへの助成 9月から10月頃」

「設計額が決まるのは翌年=25年の8月」とある。一年前のこの時点で、都からの内示が出る時期（8月頃）を想定し、その額に合わせて設計変更する事が決まっていた模様。その設計変更に合わせて家賃を確定しようとしていた事がわかる。

着工は、25年6月スタートの予定なのに、その後に設計変更する事が、1年前のこの時点で決まっていたということ。要するに、この段階から、東京都との交渉を水戸下で始めていたという事になる。

「10月1日開発行為申請（事前協議は8から9月中に行う） *市長の了解」

*印（=市長の了解）は、河内氏が、自分のすべきこととして記載したものと考えられるので、この段階においても、まだ了解は取れておらず、懸案事項であった事がわかる。

資料35 24年8月6日 河内氏 相談役と市長との面談記録

資料34が、河内氏が作成した馬場市長・河内会談のレジュメとなっており、この資料35は、その会談内容を高橋保育課長がまとめた文書である。

○河内相談役の肩書について市長から、『今からたかはた保育園担当という肩書は付けられないが、たかはた保育園の件については市長から頼まれたと言っても良い』との発言があった。

○従って、今後は、庁内外で役割を問われた場合は、『たかはた保育園については市長から委任があった』と、説明する。

○市長から社会教育センターについてはもう一度頼むと言われているが、一部ではなく全部任せてもらわないと出来ない。

↑「社協センター移転への支援」は、河内メモにある「市長特命事項」にも含まれており、日額給への対価とされている。

資料 37 24年8月17日 保育課

資料 37 は、文責者の記載はないが、資料 36 の「機能移転への今後の方向」と題する馬場・河内面談を踏まえ、保育課がまとめた資料と考えられる。

「8月17日、市長と相談役が面談」

「東京都が、開発行為調整会を開催。調整会が無事に終わったので、相談役から市長に、開発行為への GO サインを出してもらおう。」

「8月末までに、日野市と A 氏と法人との間で、確認書を締結する。」

「8月下旬、民間保育園連合会から法人への推薦をもらう。」

「9月に菊美会からのプロポーザルを受けて、日野市で審査」

資料 38 24年8月17日 保育課 相談役と市長との面談記録

資料 38 は、資料 37 で河内氏が報告している「馬場市長と河内氏の面談」の後に、副市長との間でも 3 時間にわたり面談が行われているので、その内容について、「保育課職員が、河内氏の報告を受けてまとめた文書」あるいは、「河内氏自身が作成した文書」と考えられる。

- ① 「たかはた保育園の状況について副市長から質問があったので『現在道路の事でもめている途中なので報告できない。市長の最終判断が出れば、市長から副市長に指示があるだろう』と答えた。副市長は細かいことまで知らない方が良いと思う。
- ② 副市長は、法人への家賃補助だけでなく A 氏への建設費補助も出すべきと考えている。理由は、機能移転であれば今よりもグレードの良い保育園を作る必要があるため、相談役はそれも含めて家賃補助をすれば良いと考えているが、副市長には建設費補助も一つの考え方だと答えた。

内部文書としてまとめたのは保育課と考えられるが、①と②の部分は、河内氏の言葉を伝聞調に書き留めていることから、面談自体に、保育課の職員は同席していない事がわかる。

職員ヒアリングで、小川元副市長は、「開発行為自体に反対し、河内氏と決裂した」と述べている。決裂したとされるこの場面において、小川副市長が、上記のような事を言うわけが無い。もし、小川氏が、建設費にも補助をした方が良いと発言したのであれば、河内氏がやろうとしている「都の補助金の建設費分の上乗せ分、設計見積りをアップする」という方向性を指示したことになるので、決裂などするわけではない。

「肝心な時にはオブザーバーを付けない」「秘密会談の内容を、“これは市長も了承済み”と報告する事で、職員が真実を確認する事を遠ざけてしまう」は、河内氏の常套手段。

資料 39 24年8月21日 保育課作成

資料 39 は、「むこうじま保育園」を機能移転先にする事を、部として決定した文書であ

る。

「たかはた保育園は、新井 865 に民間園を建設して 26 年 4 月より移転する」

資料 40 24 年 8 月 30 日 民間保育園連合会

資料 40 は、「移転先決定のためのガイドライン」に基づき、民間保育園連合会から、むこうじまを、移転先として推薦させた文書である。

関係者を集めてのキックオフ集会を開く事を市長に要請

資料 43 24 年 9 月 13 日 保育課 回議書

資料 43 は、むこうじま保育園の開設に関して、三者で確認書を締結する事を決定するための回議書である。

「市からの助成について 予算の範囲内で助成する。」

↑河内氏は、1 年後に、2 億 4000 万円支出の根拠として、「この回議書の段階で決定済みだ」と主張しているが、「予算根拠」の欄に予算不要と記載されていることから、この段階で 2 億 4000 万円を含めて確認されていたわけでは無い事は、明らかである。

回議書は 9 月 13 日付だが、リストでは 9 月 25 日付けになっている。←25 日は、確認書が締結された日？

1 億 8000 万円を金利 5 % で 30 年かけて返した場合、金利は 2 億 5690 万円にも膨らむ。30 年分の金利 2 億 5690 万円に対して、2 億 4,000 万円が前払いされたことになるので、更新時に支払うべきは、残りの 1690 万円が良いという事になるため、再度 2 億 4000 万円を支払う必要な無い。

また、それこそ、「30 年返済」よりは、「15 年返済」の方が利子も半分で済むし、月々の返済額も、むこうじまの提示した 130 万円に収まるにも関わらず、市側が A 氏のために金利分を一括で払ってあげようとしている際に、わざわざ返済期限を延ばして金利合計を増やす必要は、全く無い。不利な条件を設定する理由について説明が必要である。

資料 45 24 年 9 月 20 日 保育課 回議書

「受託運営法人の選考にかかる基準の制定、選考会を開催し運営法人を決定する事を決定」←菊美会のみを選考対象とし、選考委員の中でも、市の部長・課長が最も高い点数を付けて、下駄を履かせている。

資料 46 24 年 9 月 28 日 保育課 回議書

「9 月 28 日に行われた選考会の結果、選考基準点を上回っている事により、菊美会を受託法人と決定する事を、同日中に稟議し決定」

【資料 47】24 年 10 月 10 日 保育課 回議書

25 年度当初予算見積り 建設費補助 114,000 万円

資料 47-2 25 年 10 月 13 日 地元説明会の議事録

河内氏は庁内に対して、「地主から申し出を受けた」と説明。地主は、「河内氏から保育園経営を勧められた」と言っている。運営法人は地元に対して、「日野市から強い依頼を受けた」と説明。どれも嘘。

資料 48 24 年 11 月 8 日 保育課・内部資料

資料 48 は、住民説明会での質問対策として作成された模範回答案です。

Q 透明性と公平性の観点から、設計者及び施工者を選定した経緯説明が義務付けられているはずだが、どのような形で選定が行われたのか、説明願いたい。

A 施工者については、まだ決定していないが、透明性を確保するため、日野市の工事と同様な手法で、施工者を選定します。

↑住民の興味は建設業者にあるとは考えにくく、このような質問が出るとは、到底考えられないが、初めから入札を省く気でいたため、言い訳も万全で住民説明会に臨んでいる。

資料 49 24 年 11 月 8 日 河内氏

資料 49 は、相談役報告 11 月（1 回目）というタイトルで、河内氏が馬場市長に報告したレジュメである。

- 1, 市立病院について、 ←黒塗り
- 2, 社協センター ←黒塗り
- 3, A 街区 ←黒塗り
- 4, 機能移転について

「A 氏は、メイン道路を 4 メートルで進めたいとの主張があるが、幅員増を提案中。」

「6m 道路の位置づけと建設費、金額が出たら、市から助成」

↑A 氏は 4 メートルのままが良いと主張しているのに、市側が 6m を強行した結果、関係地権者中、A 氏のみ寄付を拒否している。結局、市道と認定してはいるが、A 氏の財産のままである。

資料 50 24 年 11 月 16 日 プロジェクトチーム・キックオフ集会 502 会議室

○筆頭に相談役・河内氏、大島子ども部長、大坪まちづくり部長と続き、市側から 9 名参加している。職員として N 氏が常に張り付いている。河内氏の秘書的仕事をさせられていた模様。

資料 52 24 年 12 月 4 日 プロジェクトチーム 機能移転・進捗状況

○「周辺住民や保護者からの最大の要望である進入路を 6m とすることで、

この事業は完成と置いてよい。」 **文責 河内**

↑「文責」という言葉について

病院内の河内メモに含まれる「総務課長が書いたとされる文書」においては、文責という言葉が使われているが、「文責という言葉は職員は使わない」として、自身が書いたものではないと証言している。河内氏に関しては、文責という言葉が普通に使っていた事がわかる。

資料 54 24年12月13日 **プロジェクトチーム** 「現状確認と今後の進め方」
市役所・男子休憩室

○ここでは、日野市の筆頭は大坪まちづくり部長となっていて、一番下に、**調査推進者**として、中島、河内という記載あり。

河内氏と中島氏は、日野市の職員なのに、職員ではない位置づけのようになっている。

資料 58 25年1月25日 **P チーム会議** 「機能移転に伴う道路建設について」

○「本日は、市長召集の打ち合わせの場」という手書きのメモあり。

日野市からの出席者の中に、部長クラスはいなくなった。相談役、課長、課長補佐、職員・中島氏が参加。この会議から、河内氏の応援部隊として**企業公社**が登場している。

「建設の工程確認 着工6月、」

「内要確認、保育園・診療所 OK、内装1億7000万円、補助申請7～8月」

「本体工事9月着工だと開園が7月になる。」

「今後の進め方として、週一回の打ち合わせを**企業公社の事務所でやる。**」

○この資料には、河内氏の立場を明確化するための組織図も記されている。

河内氏は、「B氏からの依頼」と「市長からの命令」と「日野市のまちづくり部と子ども部からの指導」を受けながら、**保育園建設と内装工事について、一人で進行管理をする立場**」であり、**企業公社は、「道路建設の進行管理と事務管理に当たる立場**」

この役割分担により、日野市の職員の目は、複雑な開発行為（＝道路）に集中し、本体工事の方は、河内氏にお任せとなった。

河内氏は区画整理組合において、自分の報酬をアップする理由として、「市が、企業公社の職員を補充しなかったため、自分の任務が忙しくなったからだ」と説明しているが、公社の職員が不足したのは、河内氏が、企業公社の職員を、むこうじま開発行為のために引き抜いた結果であるとわかる。

資料 59 25年1月25日 **保育課** 道路整備に関する**確認書** ←無い。

資料57の決定に基づき、市と侵入道路を整備する事業者との覚書を締結する内容だが、

確認書の実物は存在しない。

資料 60 25 年 1 月 28 日 河内氏市長への報告

資料 60 は、院長相談役から馬場市長への 25 年度 2 回目の報告として、請願への対応について、記載された文書である。

1, 市立病院について

この欄は、空白になっている。

報告者（河内氏）の名前の下に、「市長へ口頭で報告・了承」と手書きのメモがあるが、この報告書の内容には、むこうじまの何に関して了解を取ったのか、具体的な事実は一切、記載されていない。

一方で、病院内に保存された河内メモにも、同日、1 月 28 日に、「市長からの了解を得た」という記載がある。

よって、口頭で了承を得たのは、「日額給の支給に関する合意」ではないかと想定される。しかし、合意があったのであれば、回議書や契約書が残っていて叱るべきなので、市長が本当に了解したのか？と言えば怪しい。日額給の支給に関しては、あくまでも、「これだけ労力を割いて、むこうじまのプロジェクトを率いている自分が、対価を貰うのは当たり前」という河内氏自身の判断が基準となって、「市長へのこの報告をもって、あたかも了承を得たかのような体裁を作って支給開始に繋げる」という彼流の常套手段を用いて、支給させたに過ぎない。

2, たかはた保育園について

「(平成 25 年 1 月 25 日付けで) 道路建設における馬場市長と B 氏との確認書成立
↑その日付の確認書については、資料として出てきていない。

「市長指示により、2 つの確認書（建設と道路）により、庁内協議を重ねながら進めます。」

組織図は、資料 58 の時点において、寸前に思い付いたらしく、手書きにより提案されていたが、この資料では、入力された形で出てきている。河内氏の権限をさらにパワーアップさせ、保育園・診療所建設の「指名競争入札」を、河内氏の任務の中に加えた。

道路関係の入札に関しては、企業公社の事務管理に含まれている。

要するに、区画整理と同じ手法。肝心な部門は、河内氏が一人で仕切る形にしたわけなので、入札調書が無い事についても、やはり、その原因と責任は河内氏にあるという事になる。

資料 63 25 年 2 月 22 日 P チーム会議 機能移転の行程会議

○企業公社の参画後は、中島氏の会議への参加はなくなった。この会議から、職員も締め出している。

○「仮設道路」、「見積り合わせ」の文字の後ろに、「三者による随意契約」という記載

が、二重線で訂正され、手書きで「指名競争入札」と訂正してある。「初めに書いたものが本音」という事になる。

- 職員は締め出しても、関連部署に報告書を上げなければならない関係上、一応、二重線で消して、是正済みだと見せかけた模様。区画整理事業を見ても、指名業社数は守られていない。よって、むこうじまの道路建設においても、入札の形を取っていたとしても、初めからその3社にやらせるつもりだったはず。

本体工事のみならず、道路の入札調書についても資料として残っていないのであれば、「企業公社ぐるみの不正隠し」の疑いが出てくる。

- 毎回の資料に、「設計会社、測量会社との契約関係の確認」という項目があり、しつこく確認していたにもかかわらず、「25年の6月には、本体工事の着工が可能」と、一年前から言いながら、建物工事の入札に関する記載は無い。この流れを見れば、初めから本体建設工事の入札には、目を向けさせたくなかった事がよくわかる。

資料 65 25年3月15日 河内氏 市長との協議

- 「名誉院長の辞令交付」のお願い ←院長の抱き込み工作ばかりしている。
- むこうじまの開園を26年7月に遅らせる事について
境界変更に同意が得られないため、セットバックして境を決め、図面作成し直す必要が生じたため、

資料 66 25年3月19日 河内氏 工程会議 区画整理事務所

- 後から発生した道路既発に関しては既に入札が決定されている。そして、本体工事に関しては、「6月着工でないと間に合わない」という記載が頻繁に出てくる。にもかかわらず、本体工事に関しては、この時期に至るまで何の情報も記載されておらず、かなり不自然である。
- 左下に、「市長と相談役との打ち合わせ」という言葉、そして「責任は日野市で良い」という書き込みあり。←道路建設は、地権者に任せては進まないの、「金銭的な面倒は日野市で見る」という許可を、市長から貰ったということ。
- 29条に基づく開発行為を進めると、周辺住民からの押印が遅れる心配があり、「押印が得られない場合は、10センチセットバックして測量図作成。1~2か月遅れで進行」としているが、最後に、「可能性」として、「29条・かくうでできるか」 「←それでも、3か月遅れるか」とあり、「今週中」とある。
↑「架空でできないか？」という「架空」の意味は、押印を貰ったことにして進める事はできないか？という意味か？ 入札したことに見せかけたのと同じ手法？

資料 68 25年4月17日 河内氏作成 工程会議 入札工程の記載あり

「招集依頼者」とあり、河内氏が市に参加要請をして招集したように見せかけているが、

そこに記載された人物のうち、誰が参加したのかの確認はスルーされている。入札に関して、市側も関わって行われたように見せかけるために作成された文書であって、記載された人間が、全員参加したとは限らない。

「本体指名業者選定・指定一積算—入札日5月、契約5月 着工6月ごろ」

「内装工事指名業者選定・指定一積算は、本体工事の一か月後とする。」

A氏が準備する資金

(1) 担保物件の整理と資金 担保物件の整理と資金

ここで初めて、建設工事費用が出てきた

建築工事本体 3億7,000万円 ① ← 6月中に半分、26年2月に半金を支払う

診療所費用 2億6,800万円

保育園費用 1億200万円

↑坂田理事長の審議会での発言「1億円でスタートした」の通り。

保育所内装費 2億3200万円 ② ← 6月中に半分、26年2月に半金を支払う

総建築費 6億200万円 ③=①+②

本体建築費に「企画開発委託費」含まれる。←河内氏の取り分と見られる。

この報告通りに入札がやられたのであれば、契約額はマックス6億200万円だとわかる。

工程

「設計書（内装含む）の完成は4月23日 広建設計はA氏＝河内に納品」

「5日間かけてチェック（広建へのヒアリングも含め）←河内から専門家へ鑑定を依頼」とある。←専門家とは誰か？鑑定結果は存在するのか？ 鑑定はしていない。

本体設計は、内装も含めて出来上がっているのだから、同じ業者に発注した方が効率的である。わざわざ入札を分けて、別々の企業にやらせる必然性は、全く無かったはずである。

税金が投入されているにも拘らず、「連動性のある建設案件に関して敢えて切り離し、効率性を悪くする」というのは、行政としてあり得ない話である。職員員は、誰ひとり、疑問を呈しなかったのか？

かつ、「真生工業が本体工事を落札した」事が本当ならば、「内装工事を随意契約でやらせた」としても問題はないが、そこは確認できていないにも拘らず、日野市は、「本体工事の落札者との随意契約であれば、効率的であり何も問題ない」という報告を出している。

だが、資料から見える実態は、「真生に発注ありき」で入札を省き、内装も随意契約にした疑いは濃厚である。行政にはあり得ない、こうした不透明な経過を見れば、当時の大島子ども部長も関知しながら、日野市のドン・河内氏には逆らえなかったのであろうと推察される。

指名競争入札の手順

5月1日から入札に入る「A案」は、出来上がった設計を5日間かけてチェックしてから入札にかける案となっている。

その隣に、手書きで「設計変更を対象としたB案」が記されている。

「どうせ後で、設計変更されるのだから」という前提で、この5日間のチェックを省くならば、5日早く、契約・着工できる」と説明している。

資料 68-2 25年4月23日 建物工事費の明細内訳

資料 68 には、「B案の設計内容をチェックせずに入札する場合」として、「入札日は23日」と記載されている。

この資料 68-2 は、その入札の日に、水増しされた金額が初めて公表された事になる。

内装 2 億 490 万円、医療福祉総合施設 4 億 7850 万円 ←手書きメモ

↑実際には、2 億 4,000 万円で補助金申請しているので、河内氏の企画開発委託料として、差額の約 3,500 万円を建設費の中に紛れ込ませて、真生工業に支払われた可能性あり。

資料 21 24年4月25日 河内氏・作成 財政課との協議資料

25年度の資料を24年4月と改ざんしてあった分を、ここに再掲。

契約更新時における前家賃の取り扱いについて

「月額賃料は 390 万円だが、前家賃 2 億 4000 万円支払うことにより、賃料は 260 万円とする。賃貸借契約を 15 年とし、再契約する場合には、前家賃は支払わない。

ただし、賃料 390 万円は、園舎建設分 1 億 8000 万円を金利 5% で借り入れ、30 年で償還する金利分を含んでの額である。」←「金利 5%、30 年」はデタラメ。既に検証済み

「その償還総額は借入額の倍近くになるため、前払い金は、この負担を解消するために実施したものである。」

「よって、契約書(案)から「再契約時に前家賃は支払わない」という条文を削除した場合には、更新時に再度、2 億 4000 万円を支払う事になる。」

「よって、再契約の際は、A 氏と法人で協議の上で決定する条文を、誓約書に記載する。しかしこれにより、前家賃を保障したものとは言えない。」

資料 69 25年5月11日 入札調書 ←開示拒否

「建設主と運営法人は、河内氏から、正式な資料を入手しておらず、当該資料を保管していない。かつ、記載内容を否定しており、私人間の契約につき、提供できない。」というのが、日野市の開示拒否の理由。

本人が「本人情報では無い」と言っているにもかかわらず、情報開示拒否の理由を「個

人情報につき」と説明する日野市の法務の隠ぺい体質は問題である。

資料 70 25 年 5 月 17 日 A 氏から大坪市長あて 随意契約の理由

資料 70 は、「内装工事は、本体工事の業者に任せた方が効率的にも良いので、入札はしなかった。」「本体工事は、厳正に入札を行った。」「その本体工事の建設会社と、内装に関して随意契約をした」という内容で、A 氏から大坪市長あてに出された文書である。（書面は、河内氏が準備したものと思われる。）

その本体工事の方は、資料 68 でわかる通り、指名競争入札といっても、落札後の見積り変更を前提としている訳なので、無効と言える。日野市では、「落札後の増額補正」というみっともない事態が、過去に 3 度ほど起きたが、全て、河内氏と繋がりをもつ真生工業の受注案件だった。

河内氏が関与さえしていれば、「誰も札を入れられないような低い予定価格に設定しておいて、落札後に増額補正で対応してあげる」という不正ができてしまう事になる。

指名業者に予定価格を通知していようが、札を入れたのが何社であろうが、「出来レースのお膳立て」でしかない。

ちなみに、資料 69 にあるように、A 氏も坂田理事長も、「河内氏から入札調書を渡されていない」と証言しているだけでなく、記載内容自体を否定している。

A 市からの報告の裏面には、「新井 8 6 3 番地に建設する保育園の内装業者について（市としての考え方）」という資料が添付されており、「随意契約 問題なし」という日野市の見解が述べられている。（この見解もまた、河内氏の指示に基づいているはず）

この報告もまた、河内氏が職員に能書きを書かせて添付しただけに過ぎず、本体契約に関する資料が無い以上、意味を成さない。

建設工事の契約者本人が、入札内容に関して否定しているという事は、「躯体と内装が各 7,000 万円ずつ、合わせて一気に 1 億 4,000 万円も、本体工事の金額が上がっているというのに、どこがどういう理由で値上がったのか？等々、契約者との間で入念なチェックが成されていない」ということを物語っている。

河内氏は、A 氏に対しては詳細を隠して、かつ、馬場市長に対しては、「随意契約は正しい」とするこの嘘の見解を添付して報告したことになり、罪深い。

資料 71 25 年 5 月 17 日 建設工事の契約について

○落札者である新生工業との工事請負契約において、発注者が個人の場合に、公共工事の保証会社である東日本信用保証協会から保証が得られないことが発覚した。

○東日本の前払い金は 40%である。

6 億円の 40%は 2 億 4000 万円。そして発注者の A 氏の前払い金は 30% = 1 億 8,000

万円なので、A氏が契約時に、1億8000万円の前払い金を出せば、新生側は、その範囲で保証してくれる損保（資料74によれば、あいおい生命）を探せばよいという事になる。なので、家賃の前払い金は、1億8000万円で良かったはずだが、当初から、東日本を使うつもりで、A氏にも「2億4000万円の現金が渡せる」と説明してあったことにより、A氏側からゴネられて、結局、後で意味不明な理由を付けて、6000万円を上乗せする話となっている。

【資料72】 25年5月17日 河内氏 複合施設事業費内訳書

【資料74】 25年5月28日 河内氏 区画整理事務所にて

参加 市から7人、企業公社から堀之内、奥住、A氏代理人河内、・・・

「(17日予定だった) 本体工事契約が、翌日29日になった。遅れた理由は、真生工業が保証人を用意できなかったため。」

「あいおいニッセイ同和損保で進む予定。」

「本体工事の代金は、A氏から真正に対して、前払い30%、中間40%、完了30%」

(資料78によると、内装に関しては、30%、30%、40%)

本体工事が、資料68の見積もり通り(3億7,000万円)であれば、前払い30%は、1億11,00万円にあたり、日野市の補助額1億14,00万円とほぼ一致。

内装費の30%は6960万円=約7,000 ←こちらの工事は後半なので、費用負担はまだ発生しない。

○内装工事は、設計5月31日、随意契約で都と市の了解を取る。

○本体工事の施工計画6月10日、着工は6月中旬から下旬

資料76 25年6月4日 回議書 機能移転に伴う周辺道路 整備事業

補助金交付要綱の制定

資料76は、道路工事費を支出するための補助金交付要綱を制定する事を決定するための回議書であり、その要綱中の1-(2)-④ その他、市長が必要と認めるもの・・・を根拠に支出するものとしている。

【予算根拠】 予算不要 ただし、要綱制定に伴う当該補助金は、平成25年第4回市議会定例会に補正予算として提出する予定です。 [地方自治法232条の2](#)

資料77 25年6月11日 保育課 機能移転のスケジュール

5月29日契約完了 本体6月、内装7月、道路10月着工の予定。現在仮道建設中

資料78 25年6月22日 河内氏

○出席者として、市からは、担当中島、保育課とある。

保育課に関しては、職員名も書かれておらず、出席していない可能性もある。こちらあたりから、統括責任者の河内氏に全権委任のスタイルになっていたと思われる。市から誰かが出席していたとしても、オブザーバー的だと思われる。

○資料 78 は、6 月 26～27 日に予定する工事協定の締結をめぐり協議した内容についての報告である。

「工事協定に関しては、河内、広建設計、真生工業が、責任を持って進めます」

「6 月 24 日の市長と A 氏との間の話の上で、締結が遅れた場合、日野市の責任。

私道を市道するという条件を出して、市長が NO であった場合、A 氏が今回の協定に印を押さない場合は、相談役が市長のところに行く。」

この時点では、大坪市長の決断はまだされていないことがわかる。

○「保育園内装工事の手順 設計は完了 特に随意契約分、減額する。」

その隣に手書きで、「契約、7 月 19 日、区画整理事務所内」と書かれたその下に、「内装の正式変更も 8 月」とある。「随意契約分、減額変更」と記載されているが、内装費の正式変更後の金額は、7000 万円の増額となっている。

このつじつまの合わない話からは、「裏帳簿がある」事が推察される。

要するに、補助金の増額分に合わせて見積りを増やしたので、表向きの契約額は 7000 万円増額され、総額 6 億円の契約となっているけれど、設計自体は変わっていないので、実際には、元の見積りそのまま、5 億で建てられたはず。なので、その差額分から減額してあげようとしている事になる。もちろん、差額分の全部を A 氏に還元するならば、初めから見積り変更などする必要は無く、A 氏に還元した残り分について、「企画開発費」という名目で、河内氏の懐にも入ったはずである。

○A 氏から新生への着手支払金は、前払い 30% (1 億 8000 万円)、中間払い 30%、完了払い 40%、

資料 79 25 年 6 月 29 日 河内氏 建設工程会議

「6 月 27 日、協定書締結」

「7 月 13 日、地鎮祭」

「7 月 19 日、内装工事契約」

いくつもの資料中に、「8 月中に本体と内装の設計変更を完了させる。」という記載が見受けられるにもかかわらず、ここに「7 月 19 日に契約」とある。見積り額が定まらないのに、入札や契約をしようとしていた証拠が、ここに残っている。

「①市長と副市長都部長の地鎮祭への出席要請」「②市の念書の作成」

↑「子ども部長様」あてに依頼する河内氏の手書きメモあり。

「今後の会議日程 週 1 回、土曜日の午前中に区画整理事務所内において行う」

↑区画整理とのダブリ以外を精査したのか？

河内氏は、日野市の統括責任者をやりながら、A氏の代理人も自称している。

A氏からコンサルタント料を貰っていておかしくはない。「A氏から直接は貰っていなかった」としても、建築費の中に紛れ込ませて真生工業側から貰っていれば、違法となる。

資料 82 25年9月14日 計算条件一覧 河内

「企画開発費 479万円」が計上されている。

↑前回は道路関係費用 940万の中に、「進行管理費 71万」の費目があり、「工事費の他に保育園に関する経費も含みました」という書き込みあり。

が、保育園経費とは？道路に関しては、「企業公社の管轄」と支切り分けしておきながら、道路工事費の予算は河内氏が握っていて、その中に、道路と関係のない「保育園経費を紛れ込ませた」とは、どういう事？道路に関する進行管理費なので、もちろん、企業公社の懐に入ったはずだが、その資金源は、保育園経費の中から出したという訳なので、市の補助金ではなく、裏帳簿から出したと見て間違いない。しかも、それら委託料は、企業公社には渡っていないという事なので、堀之内元副市長との個人契約と考えられる。

資料 83 25年9月26日 保育課 回議書 12月補正予算見積り

「機能移転に伴う建設費補助金 9917万円」

「機能移転に伴う修繕料 433万」

「機能移転に伴う道路整備補助金 3851万」

資料 84 25年11月2日 河内・地主・法人の協議

日野市からの助成と家賃について

「2億円ありきで次の事を確認」 ←「2億を差しだす」ことを前提で協議されていた

「社会福祉法人を経由しての支払いに関して、税等は問題ない。」

↑用意周到に税金対策まで考えて、要綱改正し、社会福祉法人を迂回させている。

「本件は、3者で協議」←本件とは「家賃の決定」

↑3者とは、河内・地主・法人。「家賃の決定に関しては市を含めない」が前提。

家賃と助成について

「別紙 25年11月1日の資料で説明した」←とあるが、調査資料にこの別紙はない。

「関連事業とは、スケルトン以外の部分とっていた。」という理由で、A氏の了解が得られなかった」と記載あり。

「保育所関連経費・約50,000万円と道路関連経費1億円が一つのものとして支払われ

る1億5000万円については、既に見込んでいた。」

「2億円は、スケルトン部分142,128,000円に対するものであり、「前渡し分」と理解した。」

「協議の結果、A氏は了解しなかった。」

↑理由は、「既に見込んでいた道路関係の1億5000万円以外に、それとは別に、建設関係で、2億4,000万円の現金収入を見込んでいたのに2億円しか来ないとすると、それでは足りない」という意味。

契約期間について

「15年とし、5年ごとに見直し協議」

「15年目の前に、保育協議を基本に、3者で話し合う。」

資料85 25年11月7日 保育所民営化に伴う運営費等に関する補助金交付要綱

○2億4000万円を支出するために創設している。社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例を根拠としたいが、地主を対象としていないため、要綱を玉虫色に変更した。これにより迂回ルートを作ったという事。

○この要綱改正により、2億4000万円を支出しておきながら、予算措置として、何も記載していない。2億4000万円とは関係ないふりをしてこっそり改正し、後で気づかれないような変更理由（延長保育等々＝これまで、要綱変更しなくても支出していた案件）をこじつけて、改正している。狡賢極まれり。

資料86-2 25年12月27日 むこうじま保育園の賃借料について

P-1

○380万円（地主の要求）

土地からの収益見込み 155万

保育園躯体工事・返済 100万

固定資産税・都市計画税 ①45万円 ×12か月=540万円/年？

↑保育園と診療所の床面積は半々であることから、診療所分も同額を支払ってれば、地主の年間課税額は1080万円ということになるが、地主は年間1080万円も払っているのか？ 情報開示しないからには、そんな訳はないはず。

火災保険・維持主膳・管理委託料 ②40万円

園庭貸付料 40万円

380万円

○A氏に家賃の前払金として2億円を支払うことで銀行返済分100万円を削減し、園

庭使用料は土地収益と被るため削除した上で、260万円に修正した。

↑この時点では、前払い分は2億円の予定であったことがわかる。

土地からの収益見込み	155万円	
固定資産税・都市計画税	45万円	←保育園以外の不動産部分も含めた課税額を保育園側だけに払わせていた場合に「詐欺」にあたり、違法。
保険料・修繕料・委託料	40万円①	
諸経費	20万円②	←具体的な項目を示せない場合にはアウト

○A氏からの前払い金の増額要求に答え、

「当初の約束の2億円の前払い」+「機能移転円滑推進経費0,4億円」を加算した2,4億円を前払い金とする。躯体工事費の1,8億円に対して、差額の0,6億円を追加で補助する。

↑という変更が成された。

P-2

「月額380万円は、25年9月13日策定、「たかはた保育園機能移転の基本的考え方」に記載された事業費想定（賃借料月額380万から400万円 年額4200万円～4800万円）の範囲内である。」

↑25年9月13日とされるその資料は存在しない。

↑河内氏にとっては、自分を正当化するための支出根拠なので隠す必要が無いにも拘らず、なぜ存在しない？ 日野市が情報を隠しているのか？

P-3

「一般的に、土地の賃料は、土地の評価額（㎡単価×広さ）×3%」

むこうじまは、20万円/㎡×3000㎡=6億円×3%=1800万円÷12か月=150万円

なので、河内氏の用いた一般的な基準からしても、390万円は暴利。

P-5 家賃検討資料

他事業（賃貸住宅・48世帯・軽量鉄骨造り）での収入=450万円（入居率85%）と記載されている。

しかし、保育園の床面積は1479㎡である。1479㎡÷48世帯は約30㎡

↑上記の家賃収入450万円は、30㎡=5m×6mのワンルームを48部屋つくって、1部屋あたり、家賃11万円を取る事を想定していることになる。30㎡の部屋の家賃=11万円は高すぎる。

資料 87 26年1月17日 賃貸借契約書 馬場、A氏、法人

手書きで「正」のマークあり 河内氏が持ってきた契約書とされる。

「前渡し家賃は、馬場市長、A氏、法人が、24年9月25日に確認した事項に基づいているので、三者で契約するものである。」

↑24年9月25日に、そのような取り決めは存在しない。

24年9月25日付けで、「三者で確認書を結ぶ」という回議書は存在するが、前家賃の事など、全く記載は無い。その文面はあくまでも、「むこうじまに決めたのだから、状況が整えば確認書を交わす」という意味合いでしかない。

「契約期間は、満15年とする。満一年前から、保育所を目的とした社会福祉法人事業の継続を目的として、期間延長の協議を行うものとする。」

資料 88 26年1月17日 賃貸借契約に関する大坪市長とA氏と法人との確認書

↑実際には締結されていない。

「日野市が2億4000万円を前払いする事によって、家賃を260万円に抑え、その1/2を補助する。」

「5年ごとの月額賃料を見直す際には、法人との間で協議する。」

「15年を満期とし、延長協議を行う。」

「再契約する際には、前家賃は発生しない。」

「契約期間中に解約、解除した場合には、前家賃の返還を請求することができる。」

資料 90 26年2月20日 保育課 回議書 審議会議事録の供覧

25年社会福祉法人助成審議会・議事録

施設整備補助金 213,000万円

前家賃 240,000万円

家賃 15,600万円（年間）

○市側の説明をわあ借りやすく言うと、以下の通り。

「当初予算で、1億1000万円を補助金として計上。その後、東京都との協議を重ね、内装だけに限った補助ではなく、社福法人が保育園を建設する際に建設費を補助する際の一般的な制度設計が適用できるようになった。こちらの補助だと2億円ほど出るので、その増額分を補正した。」

↑要するに、「建設費に対する補助金まで出るようになった分を上乗せする形で、むこうじまの見積り額のみを増額変更した」ということ。

資料 91 本体工事、及び関連工事

以下、河内氏に渡っていてもおかしくない不透明経費をピックアップ。

関連経費（道路拡幅関連）

諸経費（道路拡幅関連の5%）523万 ←諸経費って何???

関連経費（本体建設費）

企画開発費 564万 ←区画整理と同じく、河内氏の取り分を「委託費」として計上。

融資関係 412万

諸経費（家賃対象経費の5%）180万円 ←家賃対象経費の5%って何???

1,679万円

資料92 26年3月22日 河内氏 三者間の契約書

↑実際には締結されていない。

資料92は、26年3月25日付で保管されているが、文書自体は3月22日付になっている。

次の事柄に関しては、合意に至っていない。

- 1, 前渡し金の定義
- 2, 15年後契約時、家賃の決定方法
- 3, 消費税の取り扱い

26年3月25日に締結した契約を、6月を目途に見直す

↑2億4000万円を契約更新時に再支出させるための支切り直しがしたくて足掻いている。

資料93 26年3月25日 賃貸借契約書

○再契約する際には、前渡し金についても併せて協議を行う。

3月25日に予定された締結日に向けて、保育課としては資料92の案を準備していたにもかかわらず、河内氏から横槍が入り、「見直す」という抽象的な言葉ではなく、「前渡し金についても、再協議を行う」に変更されている。河内氏は、A氏の利益を保証する代理人なので、再び、2億4,000が貰える道を、なんとか残したという事。

資料95 26年3月31日 保育課 回議書 道路関連経費・1億999万円決定

- 用地買収 4398万円
- 拡幅整備 2879万円
- 設計事務 479万円
- 事務管理 600万円
- 農機具・倉庫移転 180万円
- 水路擁壁設置 543万円
- 仮設道路 551万円

補償関係 96 万円

資料 98-2 26 年 4 月 24 日 保育課 回議書 前家賃の交付決定

資料 98-3 26 年 4 月 17 日 保育課 回議書 内装費の交付決定

○26 年 2 月 10 日に社会福祉法人助成審議会が審査・承認。4 月 17 日に菊美会から交付申請書が提出された事より交付決定。

○賃貸契約書 第 4 条 6 「再契約をする場合、前渡し金についても併せて協議を行う。

「たかはた保育園・民営化・検証報告」

「用地、建物等について、事業者の公募、事業者の選定、事業者選定基準」

むこうじまに関しては、この内容について、ありのまま書くと墓穴を掘り兼ねず、嘘を書くにもいかないので、検討途中で作成が中止され、案のまま捨て置かれている。

資料 107 2020 年 11 月 法人代表（坂田氏）から聴き取り

1, 入札には河内氏も立ち会っていた。 2, 入札の調書は無い。

3, 内装工事の契約は、本体工事の業者と契約した。うちが選定したわけではない。

↑ 1 に関しては、内装はそもそも随意契約であり、入札はしていないので、坂田氏が立ち会うことなどあり得ない。

2 に関しては、随意契約である以上、入札調書は無くても当たり前。

本体工事の入札であれば、A 氏が立ち合うべきことであり、この質問を、関係のない菊美会側に聞いた保育課もまた、何も事情が分かっていないという事がわかる。

資料 108 2020 年 11 月 A 氏から聞き取り

Q 調書一式、あるか？ → A わからない。

Q 医療法人の方の家賃額、支払い状況は公表できるか？ → A 回答無し。

Q 河内氏との間で、アドバイザー契約を結んでいないか？ → A 一切ない。話し合いに出席して頂いただけである。

事実として、設計会との契約や建築業者との契約から入札から家賃の確定から、A 氏に代わり全てを河内氏がやっている。たとえ無償の契約であったとしても河内氏は、「代理人として交渉に当たってきた」事は間違いなく、区画整理のように、「自らの働きに関して、その報酬額をジャッジするのは自分の権利」という立場を取ってきたであろうから、市の幹部を抱き込んで利益誘導したとしか思えない。不透明過ぎる結果を見れば明らか。

資料 109 2021年3月 河内氏への聞き取り

「入札は2回行った。本来なら執行者や立会人の印鑑等があるのではないか？」

「市の予算を安く抑えるために、自分が真生工業を連れてきた。当時の新生工業の営業部長にきけばわかる。」 ←当時の営業部長はM氏。既に退職しているので、証人喚問すべき。

「入札が不調になり、最安値を入れた新生工業と随意交渉をする場に、自分はいなかった。」 ←「内装について入札が成されたかどうか」が問題ではない。河内氏によってやっていないのにやったように誤魔化されているのは、「本体工事の入札」の方である。

「入札調書は、探しているがよくわからない。引き続き探す。」 ←入札調書は契約者本人が所持すべきなのに、なぜ、河内氏が自宅に持ち帰る必要があったのか？

「この入札調書を、第三者委員会、及び、議員に提出しても構わない。」

「当時、文書管理の全てを企業公社がやっていた。現在、書類は、○氏の手元にある。企業公社にいた奥住氏、大島部長、高橋課長に聞いてもらえればわかる。」 ↑小田野氏？
企業公社関係者である以上、市は、誰の事かを画すべきではない。

「当時、大島部長から、建設費は5億円に抑えたいと言われた。」

↑建設費はやはり、「当初計画の5億のままだった」という事になり、「設計変更と称して価格のみが高騰した」とする私の主張は、正しかったという事になる。

掘り下げれば掘り下げるほど、「詐欺事件の時効せ切れていなければ、詐欺で立件できた事例」ではないかと思う。

区画整理では、現実に巨額を詐取しているわけなので、しっかりと検証されなければならない。